

准看護師進学支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、質の高い看護師育成を促進するため、准看護師資格を取得後に看護師養成所2年課程（以下「2年課程養成所」という。）へ進学する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）およびこの要綱に定めるところによる。

(対象となる経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、申請日の属する年度に2年課程養成所への通学に要する交通費とする。ただし、原則として公共交通機関の交通費を対象とし、特急料金やグリーン料金等の経費は補助対象外とする。やむを得ず自家用自動車による通学が必要な場合は、自宅から学校までの距離に応じ、滋賀県旅費支給条例第17条により算出した額を対象経費とする。

なお、留年等により、正規の在籍年数を超える分については補助金の交付の対象外とするが、知事が、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 2年課程養成所に在学する者（ただし、令和3年度以降に入学した者に限る）
- (2) 入学年度の4月1日の1年前の日より前から引き続き県内に住所を有する者
- (3) 2年課程養成所を卒業する年の4月から県内の医療機関等で看護師として業務に従事する意思のある者

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる基準額と第2欄に掲げる対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額の合計に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別記様式第1号の交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

る。

- (1) 経費所要額調
- (2) 計画書
- (3) 申出書
- (4) 在学証明書
- (5) 住民票または住民票記載事項証明書（申請者の氏名および住所等が記載されたもの）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指示した書類

（交付決定）

第6条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の決定をし、当該補助金の交付を受ける者へ通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
 - イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合
 - ウ 補助事業を中止し、または廃止する場合
- (2) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して30日を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第2号の実績報告書に同報告書に記載する関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 補助金の交付を受けた者は、2年課程養成所を卒業した翌年度4月10日までに、県内の医療機関等で看護師として業務に従事していることを証明する書類を提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 知事は、前条により提出された実績報告を審査し、適当と認めた場合は、交付すべき額を確定し、補助金の交付を受ける者に通知するものとする。

(交付の方法)

第10条 補助金の交付は、精算払とする。

(指示または検査)

第11条 知事は、この補助金に関し、補助金の交付の目的を達成補助金の交付を受けた者に対して必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(返還)

第12条 知事は、2年課程養成所を卒業する年の4月から県内の医療機関等で看護師として業務に従事していない者に対し、別に期限を定めて、補助金の返還を一括して請求することができる。

2 返還金および次条による加算金および延滞金の納付は、知事の発行する納入通知書によるものとする。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、または返還の命令の全部もしくは一部を取り消すことができる。

(加算金および延滞金)

第13条 規則第18条に基づき、補助金の返還を命ぜられたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額につき年10.75パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 規則第18条に基づき、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができる。

(標準処理期間)

第14条 この補助金に係る標準的な事務処理の期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定 規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内

(2) 第7条第1号の規定による変更または中止もしくは廃止の承認 同号の規定による変更または中止もしくは廃止の承認の申請があった日から起算して14日以内

(3) 規則第 13 条の規定による額の確定 第 8 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内

(電子情報処理組織による申請等)

第 15 条 補助事業者は、第 5 条の規定に基づく交付の申請、第 7 条の規定に基づく計画変更（中止・廃止）の承認申請または第 8 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表

1. 基準額	2. 対象経費	3. 補助率
(全日制、定時制) 1 人あたり 240,000 円 (通信制) 1 人あたり 106,000 円	2 年課程養成所の通学に要する交通費実費。ただし、申請日の属する年度に通学に要する交通費実費を対象とする。	2 分の 1

別記様式第 1 号

准看護師進学支援事業費補助金交付申請書

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

申請者 住所地
申請者名
連絡先 () - -

標記補助金について、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

1. 経費所要額調 (別紙 1)
2. 計画書 (別紙 2)
3. 申出書 (別紙 5)
4. 在学証明書 (発行後 1 か月以内のもの)
5. 住民票または住民票記載事項証明書 (発行後 1 か月以内のもの)
6. その他参考となる書類

別記様式第2号

准看護師進学支援事業費補助金実績報告書

文 書 番 号
年 月 日

滋 賀 県 知 事

申請者 住所地
申請者名
連絡先 () - -

年 月 日付け滋 第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、その実績を次のとおり関係書類を添えて報告します。

1. 経費所要額精算書 (別紙3)
2. 実績報告書 (別紙4)
3. 定期券の写し等、交通費の確認できる書類
4. その他参考となる書類

